

子育て支援

子育て支援事業

お問い合わせ:子育て支援センター ☎98-5600 FAX50-5611

子育て支援センターすくすく

0歳から就学前の子どもとその家族が、気軽に利用できる地域交流の場として子どもたちの健やかな成長を応援し、支援しています。プレイルーム行事や、講座、セミナーでは、子どもの年齢に合わせてあそびを広げるきっかけをつくったり、情報交換の場として利用していただけるよう、企画しています。

また、妊娠期からの切れ目ない支援を目指し、相談窓口として利用されています。

- ・利用時間 午前9時～午後4時まで。閉館日は、土・日・祝日、年末年始です。(月1回日曜開館)
- ・内容については、毎月発行している「すくすくだより」、村ホームページをご覧ください。「すくすくだより」は、子育て支援センター、役場、保健福祉センターで配布しています。

子育て相談

育児・発達・しつけ・療育・非行・いじめ・不登校などの子育て全般の相談や妊娠中からの相談、生後早期の相談・支援を行ないます。

- 相談時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日、年末年始を除く)
- ・面接相談、訪問相談、電話相談
- ・養育支援訪問事業
 - …養育支援が必要なご家庭に保健師・保育士などが訪問し相談支援を行ないます。
- ・妊婦相談事業
 - …妊娠中に1～2回面接相談を行ないます。
- ・こんにちは赤ちゃん事業
 - …生後4か月までの間に助産師・保健師が訪問します。
- ※妊娠相談事業・こんにちは赤ちゃん事業では『お誕生パッケージ』のプレゼントがあります。



育児を応援する行政サービスガイド



山形村では、「妊娠、出産、子育て」について、それぞれの時期に必要な情報をまとめてわかりやすく掲載した子育て応援サイト「ココイク」を開設しました。

カテゴリ別になっており、子育て支援関係のイベント情報も随時更新しています。

スマートフォンアプリをダウンロード(無料)し、お子さんの年齢を登録すると、その年齢に合った情報を受け取ることもできます。是非ご活用ください。

子育て応援アプリ
「子育てタウン」

App Store
からダウンロード

Apple は、Apple のロゴを、
本製品のデザインに使用した Apple Inc.
の登録商標です。App Store は
Apple Inc. のサービスです。

ANDROID アプリ
Google Play

Google Play、Google Play のロゴ、
Google Inc. の商標または登録商標
です。

児童虐待

相談窓口、要保護児童対策地域協議会を開催し連携して予防・防止に取り組みます。虐待の疑い・虐待を発見したときは、ためらうことなく連絡しましょう。

- 連絡先 松本児童相談所 ☎91-3370
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちいはやく)
- 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎026-219-2413
- 全国子育て・虐待防止ホットライン ☎0570-064-000

冬季限定商品

白菜なべ

大特価販売中!!

上高地 信州 上高地みそ

www.kamikoutimiso.co.jp/
山形村8207
TEL 0263-50-8207(代)
FAX 0263-50-8209

サークル支援

子育て中の保護者のサークル活動を支援

ひとり親家庭への支援

生活・就労相談、母子父子等家庭に日常生活の支援

山形村ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい方と、子育てのお手伝いをしたい方の双方を会員として登録し、育児の援助活動に取り組む事業です。支援センター内に事務局を設置し地域で支える子育てのお手伝いをしています。

1.受付時間

午前8時30分～午後5時15分
(休業日:土・日曜日、祝日、年末年始)

2.受付場所

子育て支援センター すくすく
☎98-5600 FAX50-5611
受付時間以外は、役場宿直にお問い合わせください。
☎98-3111

3.会員

- ・協力会員(子どもをあずかれる方)
- ・依頼会員(子どもを育てている方)
- ・両方会員(協力会員と依頼会員を兼ねる方)

4.利用できる方

山形村在住で、0～15歳までの子どもを育てている方

母子福祉資金の貸付制度

児童を扶養している母親の経済的自立を助け、生活意欲の助長を図るものです。

- ・貸付に関する相談窓口
松本保健福祉事務所 ☎40-1914
- ・村では、借受金の償還をする場合の子子の1/2を補助する制度があります。

- 5.援助内容 保育所等への送迎、一時保育
- 6.利用料金と時間

援助時間	30分あたりの利用料		
	1人	2人 (きょうだい)	3人 (きょうだい)
月曜日～金曜日	250円	375円	500円
上記以外 土・日・祝日 軽度病児保育	300円	450円	600円

●食事・おやつ・ミルク代等

原則として依頼者が用意する。やむを得ず協力会員が用意した場合は実費負担とする。

●キャンセル料

開始1時間前までに連絡	無料
開始1時間をすぎて連絡	250円
無断キャンセル	依頼時間の利用予定額

山形村子育て支援ショートステイ事業

ご家庭でお子さんの養育が一時的に困難になったとき、お子さんを児童福祉施設で宿泊によりお預かりします。

- 対象** 村内に居住する18歳未満のお子さん
- 利用の理由** 保護者が、育児疲れ、養育不安の状態、疾病、妊娠中又は出産後間がないときや同居の親族を看護しているときなどに利用できます。
- 利用期間** 原則として7泊以内
- 利用施設** 日赤乳児院、松本児童園、木曾ねざめ学園、つつじが丘学園

●利用料

対象区分	対象年齢	利用者負担分
生活保護世帯など	2歳未満又は慢性疾患の児童	0
	2歳以上の児童	0
養育者世帯 市町村民税が非課税の世帯 ひとり親世帯	2歳未満又は慢性疾患の児童	1,100
	2歳以上の児童	1,000
その他の世帯	2歳未満又は慢性疾患の児童	5,350
	2歳以上の児童	2,750

子育てパスポート事業

【ながの子育て家庭優待パスポート事業】

「ながの子ども・子育て応援県民会議」と連携協働し、子育て家庭が買い物などの際に提示すれば割引など各種サービスを受けられるパスポートカードを配布しています。対象は年度末年齢18歳以下の子どもが1人以上いる世帯。

全国共通で、妊娠期の育児準備から利用できるようになりました。

【多子世帯応援プレミアムパスポート事業】

年度末年齢18歳以下の子どもが3人以上いる世帯に、ながの子育て家庭優待パスポートの多子世帯版で、共催店舗から更なるサービスが受けられる「多子世帯応援プレミアムパスポート」を配布しています。

※子育て家庭優待パスポートの代替となるものではありませんので、ご注意ください。

保育園入園手続きについて

山形村には、認可保育園として、山形保育園（公立）と、やまのこ保育園（私立）があります。

入園手続き（支給認定）について

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園や保育園等の利用をすることを「子どものための教育・保育給付」と位置づけました。支給認定は、保護者からの申請により、この給付を受ける資格・区分・利用できる時間などを村が認定する仕組みのことで、保育園に入園するためには、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育園の利用が必要であることの認定を受ける必要があります。

保育園とは

保育園は、保護者が働いている、病気である、出産をひかえているなどの理由により家庭内で保育できないときに、保護者に代わってお子さんを保育する施設です。したがって、ご家庭で保育できるお子さんは、入園できません。

保育園に入園できるお子さんについて

山形村に住民登録のあるご家庭のお子さんで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当していることが必要です。

●保育を必要とする事由

種類	具体的内容
就労	家庭内外で児童と離れて、家事以外の労働をしている場合 (最低1か月に、計48時間以上勤務していること)
妊娠・出産	母親が妊娠中であるか、出産後間がない場合 3歳未満：出産予定日の月を除き、産前3か月から産後6か月 3歳以上：出産予定日の月を除き、産前3か月から産後12か月 ※年齢基準日(当年度の4月1日現在)到達年齢による
保護者の疾病・障がい	疾病や障がいをお持ちである場合
同居親族の看護・介護	同居または長期入院している親族を常時看護・介護している場合
家庭の災害復旧	震災時の災害の復旧に当たっている場合
求職活動・起業準備	求職活動や起業準備をしている場合 (家庭の主宰者以外の保護者の求職・起業準備を理由に入園した場合の有効期限は、最長3か月までとします。また、同一年度中に同じ理由での再入園はできません)
就学	家庭の外で就学している場合(職業訓練校等における職業訓練を含む) (最低1か月に48時間以上の就学をしていること)
虐待やDVのおそれ	児童虐待を行っている、または再び行われるおそれがあると認められる場合
育休取得中で、既に保育を利用して利用している児童の継続利用が必要と認められるもの	育児・介護休業法に基づく育児休業期間中で、既に保育を利用しているお子さんの継続利用が必要と村が認める場合(年少児以上等)
その他	上記に類するものとして村が認める場合

●認定区分とは

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定(教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育の必要性がない場合	幼稚園、認定こども園
2号認定(保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要とする場合	保育園、認定こども園
3号認定(保育認定)	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保育を必要とする場合	保育園、認定こども園、地域型保育

●保育必要量とは

保育園を利用できる時間です。下記のとおり2種類あり、「保育を必要とする事由」等によって決まります。
保育短時間……1日最大8時間(午前8時30分～午後4時30分)の利用が可能
保育標準時間……1日最大11時間(午前7時30分～午後6時30分)の利用が可能

※ただし、延長保育の申請により、各園の開所時間を限度にそれぞれの認定時間を超えて利用することができます。

●入園の申込

次年度の入園については、毎年10月から11月に各保育園で説明会を行ない、子育て支援センター(子育て支援課)とやまのこ保育園で申込みの受付を行ないます。説明会については、広報、ホームページ等で事前にご案内します。

年度途中の入園・転園……子育て支援センター窓口で受付をします。(利用希望月の前月15日まで)

退園……子育て支援センター窓口で退園の手続きをしてください。

定員などを超えた場合の選考基準

定員などを超えた場合は、下記の内容で選考し入園を承諾します。

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯
- ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・虐待やDVのおそれがある場合
- ・子どもが障がいや有する場合
- ・育児休業明け
- ・継続通園中の兄、姉がいる児童
- ・地域型保育の卒園児童
- ・その他村が定める事項

支給認定申請および入園申込に必要な書類は、子育て支援センターまたはやまのこ保育園でお渡します。

保育の実施期間について

最長小学校就学始期までとします。

保育料【利用者負担額】について

保育園の運営に係る費用のうち、一部を負担していた
 だくのが保育料です。

各世帯の「市町村民税所得割課税額」と児童の年齢な
 どにより決定します。

●4月から8月分の保育料

……前年度市町村民税所得割課税額により決定

●9月から3月分の保育料

……当年度市町村民税所得割課税額により決定

特別保育

●乳児保育

原則として、6か月経過児から受入れています。(やま
 のこ保育園は、2か月経過児から受入れ)

なお、年度の途中入園については、受入れ枠の関係か
 ら、希望する保育園に入園することが、大変難しくなっ
 ています。

●延長保育

ご両親の就労などの事情に応じ、決められた保育時間
 を延長して保育を行なっています。

延長保育が必要な場合は、入園決定後に各保育園にあ
 る申込書に、必要事項をご記入のうえ、園長に提出して
 ください。

山形保育園……午前7時15分～午後6時45分

やまのこ保育園……午前7時～午後7時

●一時預かり事業

未就園児を持つ保護者が就労や傷病・入院などによ
 り、一時的に家庭でお子さんを保育できない場合に定員
 などに余裕のある園でお預かりします。各保育園に直接
 お申し込みください。

保育場所	山形保育園 ☎98-2035	やまのこ保育園 ☎98-5522
対象年齢	1歳から 就学前の未就園児	生後2か月から 就学前の未就園児
利用要件	・村内在住者 ・幼稚園在籍者は除く ・園、学校行事による利用不可	・村内在住者 ・幼稚園在籍者は除く
利用方法	初回利用前に各保育園にお申し込みください	
利用時間	・月曜日～金曜日(祝日、年末年始は除く) ・午前8時30分～午後4時30分まで	
利用料 (4月1日 現在の年齢)	・3歳未満児 1時間400円 ・3歳以上児 1時間200円	

【特別利用保育について】

保育を利用する事由のないお子さんと、付近に幼稚園
 等が無い場合などに一定の条件で保育園の利用が可能
 です。ただし、園の認可定員及びクラス定員に余裕がな
 いときは、実施できません。

●対象:4月1日現在 満3歳に達しているお子さん(年
 少児以上)

●特別利用保育指定園:山形保育園

●認 定 区 分:1号認定

子育て支援

ふれあい児童館事業

お問い合わせ:ふれあい児童館 ☎98-3081 FAX97-1070

児童館事業

レインボークラブ	ちびっこ手話サークル・ちびっこ絵てが み教室、ちびっこ体操教室、ちびっこ囲碁 サークル等、小学生(山形村在住)を対象と した教室を開催しています。
参加方法	各教室の開催前に、レインボーだよりで募 集します。申し込み用紙を期限までに、児 童館に提出してください。 ※各教室ごとに、定員・締切日が掲載され ています。

施設利用 (一般)	対象者	0～18歳の児童とその保護者
	開館日	毎週月曜日～土曜日 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時 土曜日 午前8時30分～午後5時 ※長期休暇・計画休業・振替休日 等で小学校が休みの場合は 午前8時30分～午後5時
	開館時間	
	休館日	日曜日・祝日・村長が必要と認 めた日・年末年始 ※未就学児には、保護者の同伴が必要です。

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)【登録制】

小学校から昼間帰宅しても保護者のいない家庭や、小
 学校が長期休業などの時に保育が困難な家庭の小学生
 をふれあい児童館でお預かりします。

開館日	月曜日～土曜日
開館時間	月曜日～金曜日 下校時～午後7時 土曜日 午前8時30分～午後5時 長期休業(春・夏・年末年始休み、計画休業、振替休日) 午前8時～午後7時
休館日	日曜日、祝日、年末年始、村長が必要と認めた日
対象児童	小学校1年～6年生
利用料	下校時～5時 1,000円 下校時～6時 2,000円 下校時～7時 3,000円 長期休業、一時利用 1日 200円 ※おやつは別途料金が必要です。
申込方法	年度当初の新規の申込は、年度前に新1年生と小 学生にご案内します。年度途中の申込は、随時ふ れあい児童館で受け付けています。

保育園への入園は

保護者が就労、病気、看護などで家庭で保育できない場合に、保護者に代わってお子さんを預かります。

保育時間は

- 通常保育 平日 午前8時30分～午後4時30分
- 長時間保育 平日 午前7時15分～午前8時30分
午後4時30分～午後6時45分
- 土曜日希望保育 午前8時30分～午後4時30分

保育料は

入園するお子さんの年齢や、父母の収入により異なりますので、お問い合わせください。

入園説明会は

- ・11月を予定しています。
- ・広報やまがた、YCS、村のホームページでお知らせします。
- ・詳細については、園にしおりがありますのでごらんください。

山形保育園 子育て相談

山形村在住の方で、子育てについてお悩みの方はどんなことでも気軽にご相談ください。

経験豊かな保育士が子育てに関する適切な情報の提供や問題解決の援助を行ないます。



一時預かり事業(46ページの一時的預かり事業参照)

手続き

一時的保育を希望する日の1ヵ月前より受け付けます。
◎申し込み用紙に必要事項を記入のうえ、保育園に提出してください。(用紙は保育園にあります。)

その他

- ◎当日お子さんの健康状態により保育をお断りする場合があります。
- ◎園・学校行事による利用はお断りしています。
- ◎保育に必要な準備品については保育園で詳しく説明します。

認可私立保育園 やまのこ保育園 ☎98-5522 FAX87-8790

❖ 保育時間

- 通常保育 平日 午前8時30分～午後4時30分
土曜日 午前8時30分～午後4時30分
- 長時間保育 平日 午前7時～8時30分
午後4時30分～7時
土曜日 午前7時～8時30分
午後4時30分～6時

入園できる年齢 2か月経過児から

※保育料は、山形保育園と同じです。お子さんの年齢、父母の収入により異なります。

廣 告

生きるちからを育もう。

山形村 認可保育園
やまのこ保育園
見学・相談はお電話にご連絡下さい。一時保育も行っています。
山形村7128-1 ☎0263-98-5522